

青森県報

号外第三十三号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

公安委員会

- 運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則…………… (運転免許課) …… 一
- 認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第五号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則(昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十条第八項又は第百三条第六項の規定に基づく適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第一項から第四項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第五項又は第百七条の四第一項の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性の相談に関する適性検査(以下「適性検査等」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適性検査等の対象)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十条第八項又は第百三条第六項の規定に基づく適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第一項から第三項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第四項、第五項又は第百七条の四第一項の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性の相談に関する適性検査(以下「適性検査等」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適性検査等の対象)</p>

第二条 適性検査等は、次の各号に掲げる者を対象として行うものとする。

一 「略」

二 法第百二条第一項から第四項までの規定により臨時適性検査を行うこととされている者又は医師の診断書の提出を命ぜられた者

三 法第百二条第五項又は第百七条の四第一項の規定により臨時適性検査を行うことができることとされている者

四 「略」

(適性検査等の命令及び通知)

第七条 「略」

2 第二条第二号に該当する者に対する臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第五号、別記様式第五号の二又は別記様式第六号)により、また、医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第四号、別記様式第五号の三又は別記様式第五号の四)により行うものとする。

3 「略」

第二条 「同上」

一 「同上」

二 法第百二条第一項から第三項までの規定により臨時適性検査を行うこととされている者又は医師の診断書の提出を命ぜられた者

三 法第百二条第四項、第五項又は第百七条の四第一項の規定により臨時適性検査を行うことができることとされている者

四 「同上」

(適性検査等の命令及び通知)

第七条 「同上」

2 第二条第二号に該当する者に対する臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第五号)により、また、医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第五号の二)により行うものとする。

3 「同上」

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第五号(第7条関係) 臨時適性検査通知書. Form with fields for location, date, and checkboxes for examination types.

注 周知の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

「様式を加える。」

青森県公安委員会規則第六号

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員の認定等に関する規則（平成二十三年二月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>認知機能検査等検査員の認定等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等（以下「認知機能検査等」という。）を行う者（以下「認知機能検査等検査員」という。）の認定等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に</p>	<p>認知機能検査員の認定等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を行う者（以下「認知機能検査員」という。）の認定等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 「同上」</p>

定めるところによる。

<p>一 認知機能検査等検査員講習 青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査等の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。</p> <p>二 認知機能検査等検査員資格審査 公安委員会が行う認知機能検査等の実施に必要な技能及び知識に関する審査をいう。</p> <p>（認知機能検査等検査員講習の実施）</p> <p>第三条 認知機能検査等検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査等検査員講習受講申請書（別記様式第一号）を公安委員会に提出するものとする。</p> <p>2 公安委員会は、前条第一号に定める講習を次表により実施するものとする。</p>	<p>一 認知機能検査員講習 青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。</p> <p>二 認知機能検査員資格審査 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査をいう。</p> <p>（認知機能検査員講習の実施）</p> <p>第三条 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第一号）を公安委員会に提出するものとする。</p> <p>2 「同上」</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習項目</th> <th>講習内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 高齢者と認知症の実態及び基礎</td> <td>(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の症状と対応方法</td> <td>一時間 三十分</td> </tr> </tbody> </table>	講習項目	講習内容	時間	1 高齢者と認知症の実態及び基礎	(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の症状と対応方法	一時間 三十分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習項目</th> <th>講習内容</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 高齢者と認知症の実態及び基礎</td> <td>(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の病状と対応方法</td> <td>一時間 三十分</td> </tr> </tbody> </table>	講習項目	講習内容	時間	1 高齢者と認知症の実態及び基礎	(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の病状と対応方法	一時間 三十分
講習項目	講習内容	時間											
1 高齢者と認知症の実態及び基礎	(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の症状と対応方法	一時間 三十分											
講習項目	講習内容	時間											
1 高齢者と認知症の実態及び基礎	(1) 認知症の実態と基礎論 (2) 認知症の病状と対応方法	一時間 三十分											

<p>3 認知機能検査の実施方法</p>	<p>2 高齢運転者 運転者 対策の 概要</p>	<p>理論</p>
<p>(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロール</p>	<p>(1) 高齢運転者の交 通事故情勢 (2) 認知機能検査の 内容 「号を削る。」 (3) 認知症のおそれ がある者に対する 臨時適性検査又は 診断書提出命令の 実施 (4) 運転免許証の自 主返納及び運転経 歴証明書 (5) 安全運転相談</p>	<p>一時間</p>

<p>3 認知機能検査の実施方法</p>	<p>2 高齢 運転者 対策の 概要</p>	<p>基礎論</p>
<p>(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施</p>	<p>(1) 高齢運転者の交 通事故情勢 (2) 認知機能検査の 内容 (3) 認知機能検査結 果に基づく高齢者 講習 (4) 認知症のおそれ がある者に対する 臨時適性検査又は 診断書提出命令の 実施 (5) 運転免許証の自 主返納及び運転経 歴証明書 (6) 運転適性に関す る相談</p>	<p>一時間</p>

<p>2 公安委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書を提出した者が、前項各号のいずれかに該当する者であることを確認する方法により、認知機能検査等検査員資格審査を実施するものとする。</p> <p>（認知機能検査等検査員の認定）</p> <p>第五条 公安委員会は、認知機能検査</p>	<p>3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者が認知機能検査等検査員講習を受けようとするときは、前項の表1の項及び2の項に規定する講習項目を省略することができる。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>（認知機能検査等検査員資格審査の実施）</p> <p>第四条 認知機能検査等検査員資格審査を受けようとする者は、認知機能検査等検査員資格申請書（別記様式第二号）に、次の各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>ブレイング</p>
--	--	--------------

<p>2 公安委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書を提出した者が、前項各号のいずれかに該当する者であることを確認する方法により、認知機能検査等検査員資格審査を実施するものとする。</p> <p>（認知機能検査員の認定）</p> <p>第五条 公安委員会は、認知機能検査</p>	<p>3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者が認知機能検査員講習を受けようとするときは、前項の表1の項及び2の項に規定する講習項目を省略することができる。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>（認知機能検査員資格審査の実施）</p> <p>第四条 認知機能検査等検査員資格審査を受けようとする者は、認知機能検査員資格申請書（別記様式第二号）に、次の各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>	
---	---	--

等検査員講習を終了した者に対し、
 認知機能検査等検査員講習終了証（
 別記様式第三号）を交付の上、認知
 機能検査等検査員として認定するも
 のとする。

2 公安委員会は、認知機能検査等検
 査員資格審査に合格した者に対し、
 認知機能検査等検査員資格審査合格
 証（別記様式第四号）を交付の上、
 認知機能検査等検査員として認定す
 るものとする。

（委任）
 第六条 この規則に定めるもののほか
 、認知機能検査等検査員の認定等に
 関して必要な事項は、別に定める。

員講習を終了した者に対し、認知機
 能検査員講習終了証（別記様式第三
 号）を交付の上、認知機能検査員と
 して認定するものとする。

2 公安委員会は、認知機能検査員資
 格審査に合格した者に対し、認知機
 能検査員資格審査合格証（別記様式
 第四号）を交付の上、認知機能検査
 員として認定するものとする。

（委任）
 第六条 この規則に定めるもののほか
 、認知機能検査員の認定等に関して
 必要な事項は、別に定める。

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。

附則

備考 表中の「」の記載は注記である。

（発行者・発行人）
 青森市長 島一丁目一番一号
 青森県 青森市

（印刷所・販売人）
 青森市第二間屋町三丁目一番七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円